

9月25日（第1日）

9月25日(月)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	越野哲也	2番	野崎剛睦
3番	前田鎮夫	4番	胡子雅信
5番	林久光	6番	住岡淳一
7番	山根啓志	8番	胡子勝弘
9番	登地靖徳	10番	浜西金満
11番	山本一也	12番	石下洋子
13番	大越保之	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	山木信勝	18番	下河内泰
19番	太刀掛隼則	20番	扇谷照義
21番	小西俊明	22番	沖也寸志
23番	伊藤一志	24番	西中克弘
25番	上田正	26番	田中達美

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	曾根 薫	助役	津山 直登
収入役	山西 文男	教育長	正井 嘉明
総務部長	田口 宜久	市民生活部長	玉井 栄藏
福祉保健部長	吉田 茂	産業部長	出口 節雄
土木建築部長	黒瀬 洋二	教育部長	三島 雅司
生涯学習部長	東谷 寛明	企業局長	中下 清和
消防長	小跡 孝廣	江田島支所長	山本 秀男
沖美支所長	大越 次人	大柿支所長	新田 登美男
企画振興課長	空田 賢治	財政課長	徳永 信幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 豊
議会事務局次長	久保 和秀
議事調査係長	横手 乃文

議 事 日 程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定

- 日程第4 一般質問
- 日程第5 諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第76号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第7 議案第77号 江田島市乳幼児等医療費支給条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第8 議案第78号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第9 議案第79号 江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第80号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第81号 平成18年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第82号 平成18年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第83号 平成18年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第84号 平成18年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第85号 平成18年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第86号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について
- 日程第18 議案第88号 平成17年度江田島市交通船事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第89号 平成17年度江田島市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 発議第4号 防衛庁の昇格に関する意見書（案）について
- 日程第22 発議第5号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（田中達美君） ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回江田島市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（田中達美君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

曾根市長から報告事項がありますので、市長より報告していただきます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 皆さんおはようございます。

第4回の江田島市議会定例会を招集しましたところ、このように全議員お揃いでご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

また、市民の方々には、早朝から傍聴にお見えいただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

まず、冒頭、昨日遅く本市沖美町是長地区の産業廃棄物処分の建設計画をめぐって、旧沖美町議会議員が収賄容疑で逮捕されるという事件がマスコミを通じて発表されました。容疑が事実とすれば、あってはならないことであり、公正であるべき行政に対する信頼を著しく損なうこととなったことは、まことに遺憾であります。この建設計画につきましては、旧沖美町において、今後の地域発展に必要なとの判断のもとに、推進・協力することとされていたことから、合併後の本市においても、基本的にこれを尊重し、継承すべきものとの考え方で対応してまいりました。

しかしながら、今回の事態を受けて、本市としても、再検討せざるを得ないものと考えておりますが、許認可権は広島県ということとなりまして、いろいろな面で検討し、そして県のご指導も受けながら、この事態を受けて、本市としての再検討ということもあり得るのかなという考えでおりますが、現時点では、事案の詳細を十分承知しておりませんので、できるだけ早急に情報収集等に努めて、県とも協議をしながら、適切に対処してまいりたいと思っております。

また、市政全般にわたって、これまで以上に厳正・公正な運営に全力を傾注してまいる所存でございます。まずもってこのことを報告申し上げます。

それでは、6月市議会後の市政に関する主なことをおおむね18項目を順次報告してまいります。

4枚めくってください。これまでにない大きな出来事でしたので、13番目に掲げております広島県営水道送水トンネル崩落事故に伴う断水についてからご報告を申し上げます。

8月25日、本市・呉市及び安芸灘諸島への水道用水及び呉地区への工業用水を供

給するための送水トンネルの崩落事故が広島市安芸区矢野、海田町間で発生をしました。この事故によりまして、本市では26日から全世帯の約8割に当たる11,950世帯が断水となる事態となりました。

本市は、翌27日に市災害対策本部を設置をしまして対応策を協議しました。また、広島県知事に対して、自衛隊の応援を要請をしました。これによりまして、同日から陸上自衛隊・海上自衛隊をはじめ、県内の自治体などの応援を得まして、最大21カ所の給水所を設けて給水活動を行いました。

その後、県・呉市や坂町そして海上自衛隊の支援給水の拡大等によりまして、9月1日から市内を4地区に分けての4時間の部分給水、6日からは24時間全面給水を再開することができました。

私は、最長21日まではと内心覚悟をしておりましたが、広島県をはじめとする関係者の不眠不休の努力によって、予定よりも早く1日に送水隧道の崩落場所の工事が完了し、通水が再開され、事故以前の状態に戻ったことにより、午後3時に市災害対策本部を廃止しました。対応状況につきましては、別紙2のとおりでございます。

この間、全面給水となる9月5日までの11日間につきましては、陸上自衛隊は給水車延べ558台、国・周辺自治体などは延べ166台の車両で支援をいただきました。

また、海上自衛隊と県には11日の通水再開までの間、輸送艦おおすみ・補給艦とわだ・ときわ等、また広島県では民間給水船をチャーターをしていただくなど、給水船延べ107隻で給水支援活動をしていただきました。このたびの事故に際し、議員の皆さま、各町の自治体・地区会の役員をはじめ市民の皆さま方、陸上自衛隊・海上自衛隊・日本水道協会・ボランティアなど、多数の方々のご支援、ご協力賜り、全国各地から救援物資及び義援金をいただきましたことに心から感謝をし、厚く御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

断水災害で最大多数の応援をくださった関係機関等へは、私をはじめ津山助役、山西収入役、正井教育長、中下局長が田中議長、上田副議長にご一緒願いまして、9月13日から広島県知事、各市町の首長、防衛庁、陸上・海上自衛隊等々へそれぞれ分散をしてお礼に参っております。今後は、今回の事故を教訓として、点検のあり方や新たな水源確保等の検討を行い、水の安定供給に努めてまいります。

1ページに戻ってください。

まず、「旧安芸能美簡易保険保養センター」についてでございますが、6月26日東京の日本郵政公社で一般競争入札が行われ、広島市の事業体「トラレス有限責任事業組合」が落札したとの情報提供がありました。「トラレス有限責任事業組合」は、アイデオ・辻硝子・格正建設・古澤建設工業の4社が出資をし、平成18年2月に設立された組合であります。施設の活用につきましては、今後、具体的な検討を行うとのことですが、本市としては宿泊施設など、地域貢献にもつながる事業実施が可能であるよう協力をしてまいりたいと思っております。

次は、江田島市基地懇談会についてでございます。7月13日、江田島公民館で開催をしました。懇談会は、広島防衛施設局や海上自衛隊第一術科学校・幹部候補生学校・在日米陸軍秋月弾薬廠などの防衛関係機関と市内関係者との交流と相互理解を図るため

に行ったもので、当日は、約120名の参加をいただき、和やかな雰囲気の中で懇親を深めることができました。

3点目は、岩国基地増強問題を考えるシンポジウムについてでございます。

7月15日、広島・三次・大竹・廿日市及び本市の5市で構成する実行委員会が主催をし、廿日市市文化ホールで開催をしました。

シンポジウムでは、岩国市長による基調講演の後、広島・廿日市両市長、廿日市市・大竹市の住民代表によるパネルディスカッションが行われ、最後に参加者全員で「関係自治体と住民は、国が地元の声に耳を傾け、計画を撤回することを強く求める」旨のアピールを採択をしました。なお、このアピールは関係各省庁やアメリカ大使館に送付をいたしております。

4項目ですが、江田島市安全・安心まちづくり市民の集いについてでございます。

7月15日、沖美ふれあいセンターにおきまして、江田島市防犯連合会の主催で開催をされました。この集いは、市民の防犯意識の高揚と地域安全活動の普及・促進などを図ることを目的とするもので、当日は400名余りの参加者があり「安全・安心まちづくり宣言」及び「暴力追放宣言」を全会一致で採択をしました。その後、井本雅之広島県警減らそう犯罪情報官の講演がありました。今後もこうした活動を通じて、「安全で安心な江田島市」づくりに努めてまいります。

5項目ですが、呉地域事務所・江田島市連絡会議についてでございます。

7月18日、広島県呉地域事務所の所長及び各局長出席のもとに、市役所会議室で開催をいたしました。会議には私をはじめ、幹部が出席をし、本市及び呉地域事務所の主要施策について報告するとともに、県から移譲される事務の内容等について意見交換を行いました。

6項目です。ふるさとづくり推進協議会についてでございます。

7月27日、中町公民館会議室で開催をしました。協議会では能美町・沖美町の代表からそれぞれ能美町に3つの地区会を、沖美町には10の自治会が設立されたこと、合わせて能美町地区会長等連絡協議会及び沖美地区自治会長を立ち上げた旨の報告がありました。それによって、従来から活動している江田島町・大柿町に、この2町の自治組織が加わって、市の全域で住民自治組織が活動することとなりました。

協議会では、各住民自治組織の連合体となる「江田島市自治会連絡協議会（仮称）」の設立に向けて、各町の住民自治組織代表者会議で協議・検討することが申し合わされました。

また、能美町・沖美町に住民自治組織が立ち上げられたことから、「ふるさとづくり推進協議会」は、所期の目的が達成されたとして解散をすることが承認をされました。今後は、連絡協議会が早期に設立をされ、まちづくりに関する連携方策などの検討の場にしていただきたいと思います。

7項目、江田島市交通計画検討委員会についてでございます。

7月28日、第1回の委員会を市役所会議室で開催をしました。会議には委員23人の出席があり、事務局から計画策定の目的やスケジュール、本市の交通問題の現状について説明をした後、活発な意見交換が行われました。今後、「道路」「海上交通」「陸

上交通」「歩行者環境」に重点を置いた計画づくりを行うこととし、陸上・海上交通事業者を対象とした懇話会も開催しながら検討していくことを確認をいたしました。

今年度中に江田島市の交通ビジョン・戦略を策定し、具体的な交通施策に結びつけていきたいと考えております。

なお、交通計画に関連して、運航業者間で調整がなされておりました切串港（広島～切串間）のフェリー栈橋の統合につきましては、このたび小用港西沖栈橋の駐車場整備も完成をし、10月1日から実現の運びとなりました。

市民の利便性向上に向けた関係者のご協力に感謝をするとともに、このたびの取り組みを先進事例として交通計画の検討に生かしてまいりたいと考えております。

8番目です。滞納対策についてでございますが、7月31日、個人住民税の歳入確保と本市税務職員の滞納整理技術の向上のために発令をした県の税務職員2名の併任辞令を解除しました。

併任職員は3カ月の併任期間中、主として大口の滞納者93名分、滞納額の合計約2億5,000万円の徴収事務を担当しました。この滞納整理の実施状況は別紙1のとおりでございます。今後とも引き続き県との連携を強化をし、計画的かつ効果的な滞納対策の推進に努めてまいります。

なお、今回の滞納整理に当たって、市民税等について既に時効が成立していたものもあります。8月8日付で約1億5,000万円の不納欠損処分を行いました。

9番目です。「サマーフェスタ江田島2006」についてでございますが、8月2日、第一術科学学校において海上自衛隊第一術科学学校、江田島市等で構成をする実行委員会の主催で開催をされました。このイベントには約4,000名の入場者があり、盆踊り・太鼓演奏・花火大会などを楽しんでいました。海上自衛隊並びに関係各機関の数多くのご支援とご協力に深く感謝を申し上げます。

10番目です。第5回総合計画審議会についてでございます。

8月9日・9月6日の両日、第5回及び第6回の審議会を本庁会議室で開催しました。審議会では、昨年度策定をした基本構想をもとに、「総合計画基本計画」の6つのまちづくりの展開方向と3つの計画推進の内容について、部門ごとに協議していただいております。今年度中にあと3回程度開催をし、基本計画と実施計画を策定する予定にいたしております。

11番目です。人権強調月間の啓発活動についてでございます。

8月11日、市内7カ所の港湾施設及び3カ所の大型店舗入口におきまして、人権擁護委員・人権協議会委員及び啓発指導者が乗船客等にうちわ3,000本や啓發文書を配布をして、人権の啓発活動を行いました。

また、8月19日には、沖美ふれあいセンターで約250名の参加を得て、人権啓発映画「もも子～かえるの歌が聞こえるよ」の上映会を開催をいたしました。今後とも、こうした活動を通じて、人権意識の高揚に努めてまいります。

12項目です。消防活動二輪隊の発隊式についてでございますが、8月18日、消防活動二輪隊の発隊式を行いました。これは緊急消防自動車、自動二輪車の改良が完了し、消防署・出張所の消防活動二輪隊として配備したことにより行ったものです。今後は、

主に二輪車としての機動性を生かし、道路事情の悪い地域などでの救急救命や災害対応に活用してまいります。

14項目です。秋季広島県市長会議の開催についてでございますが、8月30日に広島市で県市長会の主催による秋季広島県市長会議が開催され出席をいたしました。

この会議は、本市で開催する予定でしたが、広島県営水道の崩落事故により、本市の断水災害のため、急きょ広島市に会場を変更して開催されたものでございます。会議では、全国市長会中国支部役員会に提出をする「都市行財政の充実強化について」等の議案5件と、広島県に要望する「事務・権限の移譲について」等の議案7件を原案どおり議決をいたしました。

15番目です。江田島市主要事業の提案についてでございますが、9月13日、議長とともに、県知事・関係部長・県議会議長及び地元選出県議会議員に対して、本市の県関係主要事業15項目についての提案及び要望活動を行いました。特に合併後のまちづくり事業への財政支援、産業部関係の畑地帯総合整備事業や漁港整備など、県事業の促進と土木関係の道路・港湾・公共下水道事業の促進について強く要望し、今後のあり方についても意見交換を行いました。

本市の事業推進に向け、「最大限の努力をする」との返答をいただきましたが、国・県財政とも今後も厳しい状況が予想されます。引き続き、議員各位のご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

16項目です。台風13号についてでございますが、9月17日、非常に強い台風13号の接近に伴い、午後1時40分に警戒体制をとり、午後6時30分には、災害対策の本部を設置をし災害に備えました。翌日18日午前1時10分、高潮による被害と雨による被害の心配がなくなりました。警戒体制に切り替えました。午前7時30分、市内に大きな被害が発生していないことと、自主避難をされていた方の全員の退去を確認して、警戒体制を解除しました。

なお、今回の台風では、23カ所の避難場所に91世帯、126人の方が自主避難をされています。被害については、現在、調査中ではありますが、幸いにも大きな被害の報告は受けておりませんが、9月19日現在では、公共施設で浮き桟橋係留チェーン切断をはじめ、護岸の亀裂など、4件の報告を受けております。

17項目、各種定期総会等への出席についてでございますが、このことについては、別紙3のとおり開催をされ、市長・助役または関係部課長などが出席をいたしております。

18項目でございますが、工事請負契約の締結でございます。別紙4のとおり契約をいたしましたので報告をいたします。

以上で、少し長くなりましたが、諸報告を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で、市政報告を終わります。

次に、議長報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成18年5月から7月までの例月出納検査の結果報告書がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。
これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中達美君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、13番 大越保之議員、14番 吉岡憲伸議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（田中達美君） 日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日から9月29日までの5日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
したがって、会期は5日間に決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（田中達美君） 日程第4「一般質問」を行います。その前にお願いを申し上げます。

類似した質問要旨は議事進行の観点から、質問者及び答弁者ともに重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、順次、一般質問を行っていただきます。

12番 石下洋子議員。

○12番（石下洋子君） 12番議員、通告に従い、次の質問をいたします。

「障害者自立支援法」利用者負担の軽減措置を。本年4月に「障害者自立支援法」が施行され、これまで無料または低額だった障害者の福祉サービスが原則1割の定率負担となり、少ない収入しかない障害者やその家族を苦しめています。この定率負担が原因で障害者が施設を退所したり、利用回数を減らすなどの事態が全国に広がっています。江田島市でも同様の傾向が生じているとのこと。

また、自立支援法になって国の報酬の支払い方法が月割りから日割りに変更されたために、利用者が休めば報酬が入らず、施設の運営ができなくなるという事態も生まれています。このような事態に対して、多くの自治体が利用者の減免措置を講じたり、施設に補助金を出して運営が可能になるよう支援しています。今春の調査でも8都府県と242市町村、全市町村の13%にのぼり、その後も増加しています。

江田島市においても、障害者の自己負担金を半額補助、施設に対しては昨年比べて

減収になった分を補助するなどの対策をとる必要があると思いますがいかがですか。

次に、車いすや介護ベッドを利用者に助成を。介護保険の改悪で、軽度とされる要支援1、要支援2、要介護1の高齢者は原則として今年の4月から車いすや介護ベッドなどの貸与が受けられなくなっています。従来からの利用者への経過措置も9月末が期限とされています。高齢者が何とか自立した生活を維持できるよう、市としても助成すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（田中達美君） 答弁を許します。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 12番の石下議員にお答えをいたします。

今年4月の障害者自立支援法の改正は、サービス利用者も応分の費用を負担をさせていただき、障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、3障害の制度格差を解消し、実施主体を一元化するものであります。

また、これと併せて国は利用者負担増に配慮し、所得階層に応じた利用者負担の月額限度額の設定や、社会福祉法人のサービスを利用する場合の減免、所得の低い人が施設サービスを利用する際に、食費や光熱水費の軽減などの負担軽減措置を講じております。

このように利用者負担につきましては、きめ細やかな負担軽減措置が講じられているため、この制度改正に伴う通所者減や利用回数減がみられるのか、本市の障害者通所施設を調査をした結果、1名の方がこれに該当し、通所を控えておられます。本市としましては、現在のところ国の制度に沿った運用を考えておりまして、市独自の利用者負担の軽減制度を設ける予定はございません。

次に、施設運営への補助・支援につきましては、国の報酬の支払いが、月割りから日割りに変更されたことに伴います施設運営が厳しくなることが懸念されております。障害を持つ方の自立支援を行うためにも、市内の既存施設の存続は必要不可欠と考えております。今後、市内関係施設の運営状況などの現状把握を行いまして、協議を重ねながら、施設運営の支援方策を検討してまいります。

次の福祉用具の貸与につきましては、ご指摘のとおり、本年4月の介護保険法の改正によりまして、要支援、要介護1と認定されている、いわゆる「軽度者」につきましては、9月末をもって介護保険給付の対象外とされます。この福祉用具の貸与につきましては、かねてから選定判断のガイドラインが示されていましたが、介護保険の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられることから、福祉用具の必要性の判断基準強化と保険給付のあり方について検討をされ、介護保険制度の見直しが行われたものであります。

本市においても、軽度者の方が利用されておりますが、福祉用具の利用者に対する助成につきましては、今回の改正の趣旨を体して、適切な福祉用具の利用を促進する観点から、独自の施策による助成につきましては、実施をする予定はありません。

これからも適切なマネジメントに基づくサービス利用が促進をされますよう介護サービス事業所等関係機関と連携を図りながら、法の趣旨に沿った運営に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中達美君） 石下議員。

○12番（石下洋子君） まず最初に、障害者自立支援法の件についてですが、国の低所得者対策はあります。また、今回の低所得者に対する対策なども新しく作られていますが、基本的には1割負担は変わらず、江田島市の通所施設を利用する人の場合、作業工賃を5～6千円とか、9千円前後となっておりますが、利用料は2万円から3万円ということです。私は誇りを持って働いている、なぜ働くことにお金を支払わなければならないのかと障害者は訴えています。働いてお金を払わなければならないというような制度というのはおかしいのではないかとこの利用料の負担が重いために、給食費を節約するために弁当を持参している人がいると聞きました。暑い時におかずが腐っていたという話もあります。厚生労働省が6月下旬に調査した結果でも、半数を超す都道府県が、利用者負担増による退所者利用抑制の事態が生まれているということです。

次に、施設についてですが、施設では、前年に比べて3割も減収になっているということです。民間の行事はすべてやめて、職員の削減など経費の節減に努めているとのことですが、このままでは経営を続けることができないというふうに言っておられました。このような状態を市としては、見過ごすわけにはいかないのではないのでしょうか。

全国各地で自治体が、利用者負担の削減対策や事業者への支援措置を行っています。東京都台東区では、通所授産施設を利用する障害者の自己負担金を無料にしたり、岡山市でも補助金を増額して自己負担金を無料にしています。愛知県大府市でも10カ所の施設に100万円減収になるということなので、各150万円施設に支援をしているそうです。岐阜県高山市でも利用料を全額から半額免除しています。高知県でも2年半限定で利用料を3分の2から3分の1減額しているそうです。広島県でも、広島市・廿日市市が減免措置をとっているそうです。江田島市でも障害者が安心して施設に通うことができるように早急に実態調査を行い、何らかの対策を考えていただきたいというふうに思います。

障害者の個人の負担金について、もう一度、今後何らかの対策をとるかどうかというお答えをお願いいたします。

それから、次に、10月から新しい補装具等障害施設にも応益負担が導入されて、障害者程度の区分の決定と、それに基づく支援決定のもとにサービスが実施されるそうですが、地域支援事業も始まりますが、確実にスタートできる体制にありますでしょうか。

障害者担当の窓口業務がスムーズに実施されていない、何とか早くしてほしいという声が上がっています。その原因はどのようなところにあるのか、どのように対処されるのかお伺いいたします。

もし職員の配置が少ないということであれば、そのための配慮をお願いしたいというふうに思います。

それから、介護保険、車いすや介護ベッドの利用者に助成をという件で、現在、既に軽度の方の利用者には話を進めて、ベッドや車いすを全額、自費レンタルか自費購入か

してもらっているということですが、低所得者の人は買い取りもレンタルも困難で、ベッドを返却している方もあるそうです。介護ベッドを使うことで辛うじて自立した生活をしている人からベッドを取り上げるなど、本当にあってはならないことだと思います。レンタル業者の方も、ベッドがどんどん返ってくるので困っておられるということですね。レンタル料の一部助成をして、ベッドが必要な人には使用してもらうことは当然、考えなければならないことではないでしょうか。

東京都の港区では、自立支援型ベッド、立ち上がり柵や高さ調節機能付きのベッドですが、レンタル費用の一部を助成して、原則月500円、生保・非課税の人は負担なしというふうなことをしておられるそうです。今後、これから何らかの対策をとるお考えはあるかどうかもう一度伺いたします。

以上です。

○議長（田中達美君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） まず、低所得者1と2の方の現況でございますが、今、議員の方から2万円から3万円の負担があるというような報告がありましたけれども、実際は軽減措置がなされておまして、食費につきましては月額5,100円、それと、入所費用につきましては7,500円が増減でございます。したがって、今のところ軽減措置を行っていく考えはございません。

それと補装具につきましては、確かに軽減措置がございませんので、個別等も考えておられますけれども、今後検討の必要があるかと思っております。

それと、認定事務がスムーズにいけないというご指摘ですが、確かに遅れておまして、今晚7時から認定委員の審査会を設けております。10月1日には、実になるように努力してまいりたいと思っております。

それから、介護の方なんです、要支援、介護1の方ですね、自分で起き上がる、あるいは歩けるというような状況の方でございます。

それで、国の方は、その必要性を認めてないわけでございます、それでこのたびの改正になったわけですが、車いすにつきましても、年間30万円という経費がかかっております。ベッドにしても10万円、これレンタル会社にすれば1年でペイできるわけでございますが、今、山口の方の取り組みが新聞に載っております、介護のあり方ですね、それで引き算の介護もいいねというようなことが新聞に載っております、利用者はできるだけ自分のことは自分でするんだと、車いすも使わないと、それで建物はデイ・サービスセンターなんです、バリアフリーどころかバリアフリーなんだそうです。長い200メートルの廊下もですね、手すりなしにされるということで、普通の家庭でぶつかるリスクをできれば自分で、自宅で長く暮らせるし、自信を持っていただいている、ほとんどの人が介護の体験ができていたというような報告が出されておりました。

したがって、あれもこれもと世話をする介護よりも、時間の残っている方は意欲を引き出す引き算の介護の方がいいんじゃないかというような報告がありましたけれども、私もこの意見に共感しておまして、なにもかにも元気な方にですね、こういった施設などいかがかなと思っております。

以上です。

○議長（田中達美君） 石下議員。

○12番（石下洋子君） 今、利用料は減免がされてあって、食費が5,100円、入所は7,500円というふうに答えられましたが、私が聞いたところでは、通所施設の方にお聞きしたんですが、大体の方が2万円から3万円近く支払っていると、非常に収入が少ない、障害者手当というのが1級が83千円、2級が66千円ぐらいですね。その中から支払わなければならない、非常に家計が圧迫されているというふうに聞きました。それで、利用料のことで食費とか何かを合わせると2万円から3万円かかるのではないかと思います。その人たちが弁当まで節約して、昼食をとると600数十円かかるそうですが、それを節約してお弁当を持参しておられる方もいるというふうに、非常に働けない人なのか、障害を持っている人からお金をとるこの自立支援法というのは、非常に問題がある法律で、それを各自治体がカバーしているわけです。あっちこっちでそういうことが起こっているんで、障害者の方が困っているという事例がたくさんあるので、そういう対策をとっているわけです。ぜひ、もう少し実態を調査して、ぜひとも本当に困難な方には助成を今後考えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど、車いすとかベッド、必要のない人だから使わないようにしたんだというふうに言われましたけれども、やはり要支援、要介護1の方でも、やはり中には歩くことができない方もおられるし、そのベッドがあるから何とかひとり暮らしができるという方もおられるそうで、ケア・マネジャーの方が利用者の方に、そのベッドを返してくれというのは言われないというふうな例もあるそうなんです。ですから、やはり一律に取り上げるのではなくて、ベッドを借りることができない方がどういう状態かいろいろをきちっと調査をして、ぜひとも困っておられる方にはごくわずかの費用ですむわけですから、出していただくようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で、12番 石下議員の一般質問を終わります。

次に、11番 山本一也議員。

○11番（山本一也君） おはようございます。11番 山本。

通告書に基づいて、外れない程度で質問をさせていただきたいと思います。

危機管理対策についてであります。このたびの8月25日の送水トンネル崩落事故においては、市長はじめすべての職員さん、日夜の努力のおかげで早期解決、送水ということに関しては、本当にご苦労さまと言いたい思いでいっぱいでございます。

また、市民の方には、その間、大変耐え忍んでいただき、不自由をかけたことを、またそれに耐えられてボランティア活動に勤しんでいただきましたことを感謝を申し上げます。この事故を通じて、危機管理について、2点ほど質問をしていきたいと思いません。

と申しますのも、私は大柿町時代に8年前になりますが、大柿町というまちを住んでよかったというまちづくりのために、皆さんに訴えて議会に送り出させていただきました。その中身と申しましたら、住んでよかった、生まれてよかった、このまちに嫁いできてよかったというスローガンで立候補させていただきました。そうした中で、2年前に市

長さんも同じような、住んでよかったまちづくりという課題を掲げて立候補され、私はこのところで2人に相通じるものがあるのではなかろうかと思って、今までずうっと陰ながら市長を支援してきたつもりであります。今回の事故を通して、非常に各地域での支援活動に格差・温度差があったように私は考えております。そうしたものを随所で見させていただきました。私はそうした観点で、2年前にやはり弱者に対する危機管理について質問をさせていただきました。

それはこの江田島市内に救急車も入れない、消防車も入れない個所にどういう人たちが住んでおるのか把握をしていただきたい、こういうお願いをしておりました。私はこの弱者に対してという言葉の概念であります。それぞれのところが違うと思います。先ほど、12番議員さんがおっしゃいましたところの弱者の立場もあります。そして、今回の事故に対しての弱者、そうした人たちも含まれておりますが、私は先ほど、2年前に質問いたしました、救急車が行けない場所というのは車で入れない場所、そういう人たちの救援活動はどうであったのか。把握されておられるところがありましたら、そのところの部分をお願いしたいと思います。

そうした中で、2つ目の質問であります。災害時におけるやはり弱者に対する給食事業について、どのように取り組みがなされたのか。このところ、たまたま小・中学校が夏休み期間中ということでありましたが、これがもし学校へ行ける通常の日であった場合にはどのような手だてができたのか、そういうことを合わせて聞きたいと思っております。

質問のところ十分に伝わらないと思います。わずか2行の質問書でありますので、そのところはよく私も承知しておりますが、そこらのところを真摯にお答え願いたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（田中達美君） 答弁を許します。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 11番議員、山本議員にお答えをいたします。

まず、今回の災害での危機管理対策でございます。私は冒頭申し上げましたように、長期化されるのではなかろうかという中で、危機管理体制は満足、パーフェクトとはいきませんが、私が思った以上の成果は上げてくれたという思いがする中で、ご指摘の災害弱者への対応はどうであったのかというご指摘でございます。災害対策本部をいち早く立ち上げさせていただいて、その対応の中で、まず挙げたのは、弱者対応をどのようにするかということでございます。本部長に津山助役、そして山西収入役、正井教育長、この3名を強力に支援をさせるようにいたしました中で、まず今回の断水に対応するためには、病院、そして特別養護老人ホーム等の福祉施設、さらにはひとり暮らしの方、そして身体の不自由な方、それから、学校、幼稚園・保育園に対しては特別の配慮をすることを決定してくれました。最大限の給水量の確保のため、巡回給水車等で対応を行いました。とりわけ、自力で給水などができない要援護者につきましても、民生委員や自治会長などの給水支援を行っていただくよう指示をしております。

今回の事故を通じて、こうした災害弱者への対応につきましては、行政だけでは限

界があります。自主防災組織等の立ち上げが重要であることを再認識したところでありまして、できるだけ早急に地域ぐるみでお互いに支え合い、助け合う体制を構築していきたいと考えております。

弱者支援に対する具体的な事項につきましては、福祉保健部長をして説明をさせます。

そして、義務教育施設をはじめ、学校関係への給食の実態につきましては、正井教育長の方から具体的に説明をさせます。

○議長（田中達美君） 正井教育長。

○教育長（正井嘉明君） 災害時の給食事業の対策についてのお尋ねでございます。先般の断水時においては、各調理場とも水が使えないために、調理不可能の中で小・中学校は2学期の始業を迎えることとなりました。市教委では早急に対策会議を開きまして、断水時の給食の対応について検討をし、調理をせずに提供できるパン・牛乳・デザートによる給食を実施したところでございます。今回のパンにつきましては、夏の暑い時期に保冷機能のない運搬車による搬送であったために、サンドイッチ等の調理パンを使用することは衛生管理の点から困難であり、傷みにくい通常の給食パンや、あるいは菓子パンで対応いたしたところでございます。今後、調理場での調理不可能な災害時には、災害及び施設の状況に応じて提供できる食材を検討し、給食を実施していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） それでは、このたびの断水におきます弱者に対しての危機管理ということでご報告させていただきます。

断水当日まづもって取り組みましたことは、地域の実情に詳しい民生委員さんに、担当地区の要援護者の見守りをお願いしました。

これと平行しまして、市内の介護老人福祉施設や障害者通所施設などに対して、入所・通所者への適切な対応やホームヘルプサービス利用者への支援・協力を依頼しました。

また、聴覚障害者の方には、断水や給水場所などの情報を速達で提供し、一人世帯の療育手帳所持者の安否確認も相談員などを通じて行っております。

さらに、民生委員さんに担当地区の給水支援が必要な要援護者名簿を提出してもらい、要援護者が把握できる住宅地図を作成しております。

このたびの災害は、各地区の自治会や民生委員、市民、自衛隊をはじめとした関係機関の支援によりどうにか乗り切ることができましたが、ボランティアへの要請のあり方など、課題も数多く出されております。今後は、今回の災害を教訓に、災害時要援護者名簿の整備や避難支援体制等について検討してまいります。

続きまして、保育園への取り組みを報告させていただきます。

断水初日の8月26日土曜日に、3週間という長期化が予想されたため、給食対策について教育委員会と協議した結果、先ほどのご報告にもありましたとおり、小・中・幼保を合わせまして3千食余りの給食すべてについて、安全が十分に確保されたものが

提供できないであろうということで、パン給食とすることが決定されました。このことにより、当面对応すべき28日月曜日からの給食につきましては、弁当持参を保護者を通じて通知するとともに、調達できる最短日の火曜日からはパン給食としております。そして、長期の同一メニューの回避策を検討するため、給食内容に関する保護者アンケートを実施しました。

その結果を受けまして、保育園長・保護者代表者会議により、週3日はパン給食とし、週2日は保護者に弁当を準備していただくということで急場をしのいだものです。なお、6日からは共同調理場の業務が再開され、11日から通常どおりの給食となりました。

これからは、今回の災害を教訓として、災害時における0歳児から5歳児、乳幼児の健康に配慮した食の提供の確保について、いかにあるべきか検討してまいりたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（田中達美君） 山本議員。

○11番（山本一也君） 弱者に対する概念というのは、多少執行部の方と、それぞれの部のところにあるように思います。確かに市長さんは、社会的立場の弱者については把握されておるわけですが、それぞれのところはそういう把握をされているわけですが、今回の事故でのところの弱者言いますと、やっぱり車で入れない高所のところの部分ですね、そこらのところの給水支援活動が本当に緩やかではなかったらと思うております。そして、やはりそういうところで言いますと、社会的立場のところ、今、保健部の方から答弁がありました、やはり小さな子どもたちも私はトンネル事故においての被害者だろうと思っております。そここのところは、早急に改善していただかないと、いわば学校給食においてでもそうです。ただ単に給食事業が水が使えないところで語られたんでは、次代を担う子どもたちの育成というのはほど遠いものになってしまいます。現実、この間、1週間余りでしたか、民間のお弁当屋さんの弁当でしのいできたわけですから、いわばそうした行政が、いわばそうした事業者の管理をする立場のものですよね。一般事業者の方がそういう給食営業ができて、管理をする側の方ができないというようなどころで言えば非常におかしいのではなからうか。

そして、市長答弁の中に、弱者対策のところ、病院等の給水活動に十分されたわけです。それが合わせて、今の給食センターですかね、給食事業の方に少しの水を回していただければ、多少なりもののができたのではなからうかと。いつぞや停電のときがありましたよね、全戸停電、24時間、34時間でしたか市長、あの場合でも学校給食は滞りなく、電気がない日に、届いたからという形で、何か焼きそばですましたとか何とか、そういう工夫がなされたわけです。そういうものを合わせて、今後、生かしていただければと思っております。

そうするときに、今の支援活動のところ、民生委員さんや自治会さんと連携をとりながら、ただ単に私は、連携だけに終わったのではなからうかとは思っております。これからのまちづくりというのは、やっぱり住民自治組織が大事な局面をさしてきます、これからのまちづくりというのは、そうした中で連携なしで、自治会さんにおいたら高齢者の方が自治会運営されて、支援活動まではなかなか、手が行き届かないいう場もあ

ります。そうした折りに私は、2年前に消防局の方に、どういう把握をしとるかという質問をさせてもろて、それから、きょう市政報告のありました赤バイ隊ができたわけですから、そうしたところの部分にきちっと連携がとれておったら、この支援活動も市長さんがおっしゃられる120%、130%成果があったのではなからうかと思っておりますので、今後そうした部分を再検討していただいて、次のマニュアルづくりというんですか、マニュアルづくりは大嫌いなんですけど、今、ほとんどのところの職員さんがそうした部分から、田口部長さんが点と点を結んだきめ細やかな市政をやっていますという答弁をいただくわけですが、私はきめ細やかな取り組みがいつてなかったら、ただ点と点を結んだ平面図だけに終わってしまうのではなからうか、私は今回の取り組みにしたら平面図だけで終わったような気がしておりますので、どうにか立面図ができ、市民の皆さんが安心をして暮らせるまちづくりにひとつ邁進していただきたいと思います。

答弁はよろしゅうございますので、質問を終わります。そうしたものをひとつよろしく願います。

○議長（田中達美君） 教育部長。

○教育部長（三島雅司君） 給食調理場での調理のことについて、少し説明をさせていただきます。

厚生労働省及び文部科学省では、給食調理につきまして細かい規定を設けております。厚生労働省では、大量調理施設衛生管理マニュアルというものを定めておまして、食材を洗浄する場合は、必ず流水、流れる水で鮮度、シンクを替えて洗わなければならないというふうに定めております。文部科学省も同じような定めをしております。それから、でき上がりました給食、調理をされた食品につきましては、2時間以内に実食をしなければならない、これも定められております。それから、保存する食材については、10℃以下で保存しなさいとか、5℃以下で保存しなさいとか、そういう細かい規定が定められております。

それで、今回、民間の弁当とか、あるいはサンドイッチとかいうことも検討いたしましたけど、温度管理ができない、先ほどもあったと思いますが、温度管理ができないということで今回は、その温度管理の必要のない給食パン、あるいは菓子パンで対応をさせていただいたということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

先ほども申しましたけれども、必ず流水で流さなければいけない、それから、前日に貯蔵しておいた水とかいうのは衛生管理上余りよろしくないということで、当日この水道水から必ず流水で洗いなさいということがございます。

以上でございます。

○議長（田中達美君） 以上で、11番 山本一也議員の一般質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。 (休憩 11時13分)

休憩を解いて会議を続けます。 (再開 11時20分)

2番 野崎剛睦議員。

○2番（野崎剛睦君） 2番の野崎です。

今回の断水事故は市民生活にとって、今までにない重大な出来事で、今後の危機管理として生かすべきだと考えます。現在の生活様式の中で水道水は、飲み水からトイレの

排水まで、なくてはならないもので、まさに命の水でございます。事故の発生に当たって、市当局はいち早く断水対策本部を立ち上げ、各所に給水所を配備して、飲料水の供給に努められました。また、昼夜を問わない賢明な復旧作業により、予定より早く蛇口から水が出るようにもなりました。また、自治会・民生委員・女性会等の各種団体は、自主的に高齢者や身体の不自由な方々に水を配って回られ、コミュニティの重要性を改めて認識させました。今回の事故を教訓として生かすために、これに関して一般質問を行います。

①海底送水管の整備点検は江田島市の対岸、呉市天応から県水が本市に海底送水管で送られてきている。敷設後かなり年数が経過しているが、点検、整備は怠りありませんか。

このたびの崩落事故のあったトンネルは、以前から点検・調査を行わなければならないと言われておりましたが、操業に水を必要とする企業から水を止めることはできないということから、点検が延び延びになっていて、このたびのような大きな断水事故になったことは、肝に銘じるべきだと私は考えます。

②補助水道の整備を要請（県及び隣接市へ）、今回のトンネル送水路崩落事故による全面断水にならないよう、市民の生活水を最低確保するため、補助水路の整備を要請しては。今回、呉市からは、二河川から取水してもらって水を回してもらいました。県に対しては、呉市郷原から二河間の最短距離の迂回路の水路の新設を要請してはと思います。

また、本市としては三高ダムの水を全島に送水できないか検討していただきたい。今回の事故で10日間を24時間の全面断水になりました。いったんこのような事故が発生しても時間給水でしのげるよう補助水路を確保する必要があると思います。三高地区は三高ダムのおかげで断水になりませんでした。今回のような非常時にあったときに、三高ダムの60万トンの水を転用して、このような全面断水にならないよう機能を整えたいかがでございませうか。

③給水車の配備は、自衛隊及び各自治体から給水車の応援があったが、三次市から来た給水車4,000リットル、注水の待ち時間なしが本市にも1台あってもよいと思います。三次市の給水車が来るまでは、それまでは非常に給水に時間を待たされて苦情を聞きました。それで、三次市の給水車が来てからは給水時間がなくなり、並ぶこともなく、市民に非常に喜ばれました。

また、他の都市で大きな災害があったときには、本市にこのような高性能の給水車があつて、そこに派遣すれば非常に感謝されると思いますので、財政が苦しいところがありますが、国とか県の補助金、交付金といった協力金を得まして検討していただきたい。

④防災放送について、断水する前に防災放送がなされましたが、放送が聞こえなかったり、聞き取りにくくて溜め水をやっていない家庭の市民も多くありました。よって、再度、防災放送の難聴地域の調査をやっていただくようお伺いします。

○議長（田中達美君） 答弁を許します。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 2番の野崎議員にお答えをいたします。

第1点目の「海底送水管の点検・整備は」というご質問でございますが、この海底管は天応落走から高須へ至るまでには海底管とそして陸上のトンネル2管あります。ご質問の海底トンネルのことでございますが、昭和38年に敷設されてから43年が経過をしております。平成8年に管の肉厚測定を行い、腐食の進行度を把握するため第1回目の調査を行っております。そのときの調査結果は、5カ所の肉厚測定を行い、元管の肉厚8ミリに対して最小測定値7.8ミリ、最大測定値8ミリで平均値7.86ミリから7.9ミリで腐食はほとんど進んでおらず、また塗装の状況も良好であり問題はなかったという調査結果が出ております。

しかし、第1回目の調査から10年を経過したということで今年度、当初予算に、皆さんご存じのように、海底管の調査費を計上し、この8月に契約し、調査の準備を行っております。タイミングがいいといえいいんですが、そういう段取りで行っております。

このたびの調査では、肉厚測定に加え、管内スケール及び管内カメラ調査を行い、管内の内面の閉塞度合いと、堆積土の状況も調査することといたしております。また、海底管を敷設後毎年1回電触調査も行っております。

なお、送水施設の検査・点検のあり方につきましては、去る9月21日、県議会で藤田県知事が説明をなさいましたように、県が事故調査委員会を設置をして検討することとされております。本市もこれに参画する予定ですので、その結果等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

2つ目の補助水路の整備を要請してはどうかというご質問でございます。このたびの事故を教訓に自己水源の確保、海底管のバイパスの設置等々、対策を検討する必要があると思っておりますが、これには多額の費用を必要としまして、1事業体でなかなかできることではないと思っております。県は「県とユーザーである市町と毎年1回、連絡調整会議を開いてきておりますが、危機管理の議論をしたことはなかった。互いに普段から情報を共有しておく必要がある。事故を教訓に市とも議論を深めたい」と言っておりますので、今後この連絡調整会議の場で、大いに議論をしていきたいと思っております。

また、三高ダムの水を全島に送水できるようにしてはどうかというご質問でございますけれども、三高ダムは農業用水と上水の多目的ダムであること、上水の処理能力は1日2,000トンであります。全島に送水するには10,000トンの処理能力が必要でございます。これらを考えますと、大規模な拡張工事となり、莫大な費用が必要となるなど、多くの問題がございますが、一つの検討課題ではあるかと思っております。

第3点目の給水車の配備をしてはどうかというご質問でございますが、確かに三次市からの応援給水車は大変立派な車で、今回も十分にその機能を発揮をしていただきました。この車を購入するには、約1,500万円の費用を必要とします。水道の事業の財政では、ご存じのように、水需要の伸び悩み等によりまして、大変厳しい状況であります。今後、内部の経営努力はもちろん、将来にわたる安定した水の供給に向けて、財政基盤の強化を図る中で、ご指摘の点も検討してまいりたいと思っております。

終わりの防災放送でございます。放送内容が聞き取りにくい地区の調査をしてはど

うかということでございます。余談になりますが、この定例会でも大勢の市民の方が興味を持って傍聴をなさっておりますが、私どもの答弁、そして議員さんの質問がなかなか十分に聞き取れないということ等も今思うんです。やはり住民には、知らしめる我々の義務、そして、市民は知る権利があるわけでございます。十分とはいきませんが、いろんな面で検討・対策を続けております。放送設備の特性として、尾根や谷などの地形のため声が重複をしたり、雨・風等の気象条件や、季節によっても聞こえにくい場所があるようでございます。また、近年、建物の構造の機密性が高くなっていることや、騒音などのため聞き取れない場合も生じておるようでございます。

以上のことから、全市民一律に聞こえるようにすることが非常に困難な現況ではありますが、例えば、戸別受信機を設置をしたり、その解消に今、努めておるところでございます。また、設備が故障している場合は、早急に修繕することとしており、併せて放送する職員の研修を行い、放送技術の向上も図ってまいります。

これからも、より多くの市民の皆さんに放送が届くように努めてまいります。放送内容が聞こえにくい場合には、本庁または支所等にお問い合わせをいただいて、十分とはいかないまでも対応策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） このたびの断水事故で本市にどれぐらいの被害額があったのか、およその金額で結構ですから、項目ごとに発表していただきたい。

補正予算を幾らぐらい増額になるのかということでございます。

○議長（田中達美君） 徳永財政課長。

○財政課長（徳信幸君） 金額につきましては、まだ確かな金額ではございませんけれども、今現在、危機管理課が把握しておる金額でございますと4,800万円程度でございます。このうち人件費としましては1,700万円程度でございます。この金額がまだ増えていく可能性は十分にあると思っております。

以上です。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） このたびの事故は、本市にとっては県の責任でこういう被害が本市に生じたわけなんでございますが、これを県の方に、泣きつくと言うんですか、どうにかしてもらいたいというようなお願いをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 今回の事故につきましては、もちろん今回の送水トンネルの管理者は県でございますが、事故そのものは点検の問題等ございましたけれども、基本的には避けがたい自然災害であったのではないかなというふうに思っております。そういう中で、例えば、今回の災害につきまして、江田島市につきましては、県の方からも大きな意味での原因者ということで、水の供給等につきましても、先ほど市長の報告にございましたように、給水船をチャーターをいたしまして、かなりの水量の支援をいただきましたり、それから、呉市からの迂回路での通水につきましても、側面的な支援

をいただいております。

それから、送水トンネル自体の補修費等につきましても、これも基本的には我々も水を受ける権利者ということになっておりますので、基本的には敷設管等の管理費はそういう取水のアロケーションと言いますか、そういう割合によって負担をするわけでございますけれども、今のところは基本的に県の方で補修引当金と言いますか、そういう形で県の責任において対応していただいておりますところでございます、そのほか、いろんな井戸の調査でございますとか、そういった意味で財政的な支援もしていただいているということでございます。

また、今後、いろんな費用負担につきまして調査・協議をする場合もございませけれども、基本的には原因者だからということじゃなくて、大きな形で今回の負担のあり方というものはですね、今後のこともございませるので、十分に協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） このたび、水質検査をされたわけなんですけど、全部で件数が2千件余りあったということでございますが、1件当たりの水質検査の費用は5千円弱というふうに聞いているわけです。約1,000万円の検査費用が総額あったわけなんですけど、私はやはり検査してもらう人の、ある程度の受益者負担いうんですか、やはり考えた方がいいんじゃないかと思えます。このたび、タダだと、無料だということで、ついでにやってやろうかというようなところもあるもので、そこらの市当局のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 水質検査の費用につきましては、民間の検査機関等、検査の方法いろいろございますが、一般的な検査につきましては1検査4,880円というふうに聞いております。

それから、断水災害に対処いたしました今の検査費について、自己負担があってもいいのではなかろうかというようなご質問でございましたけれども、先ほどから市長も答弁しておりますように、長期間にわたります断水が想定される今の状況下にありまして、できる限りの水源を利用して、15条の中で生活用水を確保、それから、給水作業の軽減、それから、給水運搬にかかります事務費の負担軽減等、こうしたところに今の即すことは、行政として当然のことではなかったのかというふうに考えております。そうした理由からいたしまして、断水災害におきまして、県のこのたび協力を得て実施したわけでございますけれども、井戸水等の無料水質検査につきましては、断水に対して不安を抱えます住民への一つの支援事業として、適切・有効であったというふうに考えております。ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） 先ほど、断水事故の補正予算の増額で、やはり人件費が非常に大きな部分を占めているように聞いたわけなんですけど、やはり市の職員が超過勤務されて、それに対価を払うというのは当然でございませしょうが、やはり代休を取ってもらおうとか、そういうもので市職員の方と話し合いを持っていただきたいと思えますが、い

かがでしょうか。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 市職員の超過勤務手当について、代休等で人件費の抑制を抑えるようにしたらどうかというご質問でございます。もとよりその方向で検討しております。条例・規則等に沿って適切に対応したいと思いますので、ご理解ください。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） 能美シーサイド温泉が断水に伴ってすぐ閉鎖したわけなんです。もう少し早く市民のために再開できなかつたのか、質問いたします。

○議長（田中達美君） 中下企業局長。

○企業局長（中下清和君） 能美シーサイド温泉はもっと早く再開できなかつたかということでございます。野崎議員もご存じのとおり、最初は飲料水の確保が最優先で対応したところがございます。しばらくして、広島県呉市間の送水量の追加と合わせて、自衛隊、県の給水船からの給水などのある程度の給水量の確保がめどがついたこと、自衛隊の協力による仮設の風呂の設置が確実にしたことにより、江田島市4町で平等に住民の方に入浴サービスを提供できるということで、日程を設定・実施しましたところでございます。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） 各地から救援物資が江田島市の方に送られてきたわけなんです。この救援物資は本当に適正に配分されたのか。そこらをお聞きします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 各地から市長も言いましたように、義援金であるとか、救援物資が送られてまいっております。その点につきまして、若干不都合なところがあったやに聞いておりますが、そういったところは反省すべきところは反省して、これからの行政に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 野崎議員。

○2番（野崎剛睦君） 要望になると思うんですが、このたびの断水事故に当たって、各地の自治会というんですか、非常に私は頑張っていて、弱者に対して水を配って回ったということで、先ほどの市長の市政報告で、地域に自治会を充実しないといけないということでございますが、私も財政が苦しい中で、やはり小さな自治体をつくっていくのには、やはり各地区の自治体がこれの補いをやらないといけないと思っております。そのために、市の方も今後、運営される自治体に対して、多大なる援助・助成をしていただきたいと思いますということで、私の答弁はこれで終わります。

○議長（田中達美君） 以上で、2番 野崎剛睦議員の一般質問を終わります。

引き続き、17番 山木信勝議員。

○17番（山木信勝君） 17番議員は2問質問させていただきます。

まず、送水トンネル崩壊事故についてであります。

その前にですね、このたびの断水のお礼を申し上げたいと思っております。素早い給水支援活動で、我々市民を勇気づけていただきました自衛隊の皆さま、各自治体の給水支援、区・自治会の方々、ボランティアの皆さま、全国からのペットボトルの善意の水、呉市

からの迅速な救いの手、友情の水、市の職員の皆さま、市民一丸となって断水を乗り切ることができました。この場をおかりいたしまして、皆さまに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

質問に入ります。

呉市と江田島市で最大32,000世帯の断水を招いた広島県営水道の送水トンネル崩落事故は、崩落したトンネルを整備されたのは1965年、埋設から40年が過ぎて老朽化が進んでおりましたが、内部点検は1979年の一度だけで、ここ27年間は点検していませんでした。芸予地震の翌年の2002年、県は点検に向けて動きましたが、点検に数日間の断水が必要と告げますと、工業用水を使う企業も、上水道の送水を受ける自治体も、断水に難色を示したということでもあります。広島県にも楽観的な見方があったのでしょうか。トンネルの耐用年数60年とされ、更新時期まで余裕があったのではないかと思われまます。過去に崩落事故もなく半永久的な施設との思いもあり、結局、広島県は点検を見送り、崩落事故の原因となったわけでもあります。管理する広島県、市民への給水を担う両市双方の危機管理が甘かったのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

また、断水中、市民のいろいろな不平・不満が多かったようです。市民への対応は適切だったのでしょうかお伺いいたします。

最後に、新たなトンネル、バイパスの整備であります、これらを図るなど、今後の取り組みをお伺いいたします。

2点目であります、新庁舎建設についてであります。中国地方の合併した市町で新庁舎の建設計画構想があるのは、16市3町と合併特例債を充てこんだ新庁舎の建設計画がメジロ押しとなっております。本市の市新庁舎建設は新市建設計画に盛り込んでおり、その位置については、「人口重心地域が望ましいとの意見を踏まえ」を検討し建設することになっております。合併して早2年、特例債を充てるにはあと8年しかありません。財政上の問題、庁舎の老朽化の程度、既存建物の有効活用、機能分散型の現在の庁舎では手狭で不便、市民の利便性、用地買収など、いろいろ考慮すべき問題がありますが、新庁舎建設は合併時の計画どおり実現可能でしょうかお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（田中達美君） 答弁を許します。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 17番 山木議員にお答えをいたします。

非常に厳しいご指摘でございます。危機管理に甘さがあつたのではないかと、県をはじめ加入している自治体も問われるときであります。私は思うんです。やろうと思ってやった事故ではないだけに、今後の対応が厳しくなるなという思いがいたしておりますが、冒頭申し上げましたように、藤田知事は、有識者をしてその原因究明、さらには今後どのようにやれば市民に安全・安心の施策ができるのかなということを含めて議論するというので、私どもも呉市と同じように、それに加わって今後のあり方を十分議論をして、今後あつてはならない事故、本市のために万全を期していきたいという思いでございます。

そんな中で、断水中の我が市のいわゆる対策本部を設置をしてどうだったんだろうかというご意見でございます。私は、今までにない大きな出来事だけに、最も重大な災害と認識をして、災害対策本部をいち早く立ち上げて、そして関係者などの正しい情報の提供、県を經由した自衛隊派遣・災害派遣の要請、自治組織・民生委員の役割分担、消防団・中学生等によるボランティア活動等々、そして市民各位のご理解・ご協力によって、短期間のうちにこの組織を立ち上げることができました。その上、市民皆さまの冷静な対応をいただいたおかげで、大きな混乱や事故もなく経過をしたので大変ありがたく感謝をいたしておるところでございます。

先ほど申し上げましたが、市の危機管理体制が問われると私は申し上げましたが、私は先ほども申し上げましたように、今年4月に機構改革を行いまして、総務部に危機管理課を新設をしました。6月・7月集中豪雨、そして今回の送水トンネル崩落事故による断水災害にあいまして、これを中心に対応してまいりました。冒頭申し上げましたように、完全であったとは言い切れませんが、その体制、そして連携・勤務ぶりは私が思っていた以上の役割を果たしてくれたと私は評価がしたいんです。

しかし、反省すること課題は多くございます。今後しっかりと検証をし、精進をして、市民から頼れる行政を目指していく所存であります。

なお、新たなトンネル（バイパス）の整備等、今後の取り組みについて、先ほどの野崎議員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、県・市との連絡調整会議、あるいは県水道送水施設事故調査委員会（仮称）、この中で議論を深めていきたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

それから、新庁舎の建設整備についてのお尋ねでございます。このことにつきましては、新市行政の中核としての機能を備える拠点として、合併後のシンボルとなるとともに、にぎわい創出の効果が期待できるなど、市全体の発展に向けて検討すべき重要事項であります。できるだけ早く一定の方針決定を行うことが必要であると思っております。

このため、本年5月16日、助役を本部長として、関係部課長を委員とする庁内検討組織「新庁舎建設等検討本部会議」を立ち上げまして、現在、庁舎建設の理念・必要性、庁舎の規模や適地、今後の財政見通し、庁舎整備に関する市民意識の変化、既存施設の現況と活用方向などについて論点整備等を行っているところであります。

新庁舎の整備につきましては、これらの論点を総合的に勘案し、検討する必要があります。方針決定に当たっては、適宜、本部会議の検討状況を報告しながら、議会とも十分協議を重ね、慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 送水トンネル崩落事故についてであります。呉市の方では、断水マニュアル危機管理策、これを作っておりますよね。江田島市にも危機管理課があるということですが、断水についてのこのマニュアル、こういったものをやはり作るべきではないかと思うんですよね。呉市の方では、送水トンネルすべての総点検、断水を教訓に水源の位置や取水手段のほか、構造体制・情報共有方法などをまとめ、独自の断水マニュアルを作成するというところであります。やはり江田島市もこういった

ものを作るべきだと思います。

命の水でありますから、県営水道だけに頼らず、県からの送水が再度ストップした場合を想定し、把握しているすべての水源の位置を地図上に明示し、湧き水の活用、川からのポンプによる吸い上げなど、緊急時に取水が可能な方法を列記をしておく、こうしたマニュアルを作っておくべきだと思うんですがね。断水マニュアル、その点をお伺いいたします。

それから、先ほど、2番議員も話が出ましたが、断水によっての経費負担、これはやはり船で給水するのは当たり前ですよ。やはり江田島市のこういった経費、これは負担してもらわなければならないと思いますね。その点もう一度お願いします。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 呉市の方では、断水マニュアル、細部にわたっての検討されておるようでございます。我が市においてもあってはならない事故のためにも、やはりやるべきだということに思っておりますので、今後の課題として、我々はしっかり受けとめております。

そして、2点目の経費でございますが、先ほども助役がお答えしましたように、相当の県としても財政負担をしております。一つの例が、いわゆる船で給水をするのが当たり前だということをおっしゃいましたが、これもやはり相当の経費がかかっております。ですから、県自身は自分たちのこととして、やっぱり経費を負担しながら給水をしてくれた。さらには、呉市・坂町においても、川をせき止めての送水、友情の水を提供してくれた。やはり全体的に各市町での断水時の連携というのは、これから不可欠でございます。そして、経費の負担を県・国の方へお願いするのもこれからの議論の中で出てまいりますけれども、やはり県用水を島しょ部へ引いたときの経緯を思い浮かべてみますと、やはり県だけの問題ではなくて、自治体も一緒になって導水をした事業だけに、私はこれからのあり方は、一緒になって議論をしていこうと。何もかにもおんぶにだっこという思想ではなくて、役割分担というのはあるべきだということに思っておりますので、これからもご協力、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 続いて、新庁舎建設についてであります。現時点で合併の決め事だけでは新庁舎を建設するのは、説得力を欠きますよね。ですから、新庁舎を建設した場合と、しなかった場合の客観的な財政見通し、これを示して、また場合によっては、選挙も含め住民自らが判断するような手順、このようなことを踏んだらどうであろうかと思っておりますね。お伺いします。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 先ほど、市長答弁にもありましたように、今現在、私をキャップということで、今、ご指摘のございましたような事業については当然検討いたしておるところでございます。ただ、最終的な判断というのは、やはり議会の意見も踏まえながら、やっぱり現体制です。やはり合併建設計画、あるいは長期総合計画に載せる事業でございますので、できるだけそういう比較を受けた範囲内で対応すべきものであろうというふうに考えておまして、先ほども答弁いたしましたように、できるだけ

早くいろんな資料整備をし、お示しをし、議論をいただいて方向を決めていきたいというふうに考えております。

それから、財政状況、これは非常に厳しいわけでございますけれども、この点につきましては、やはり重要な事項である以上は、財政は厳しい中でやりくりをしてやるということになるかと思えます。もちろん、厳しい中でも下水道整備とか、学校整備とか、この庁舎建設につきましても必要であればやらなければならないということでございますので、そういったことは当然、整理をしながら、また材料も十分提供させていただきましてやりますので、一緒に議論していただきたいというふうに思っております。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 財政状況の検討なんですが、合併時に建設計画の財政計画を作りましたよね。これを見るとかなりの借り入れと、総額も180億円ですか、平均だいたい。このような予算になっておるんですよね。このようなでたらめじゃあちょっと、もう一度。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 確かに建設計画時点での見込みですと、例えば、極端に言いますと、本市の財政規模も大体、当時の4町合わせました財政規模である180億円から190億円程度見込んでおったというようなこともございまして、実はもう現実的には本市の現在の財政規模は一般会計で150億円程度ございまして、その程度から言いますと、もう2割ぐらい削減をされております。そういう状況の変化がございまして、それから、交付税につきましても、ご承知のように、ここ数年間で数億程度も下がっておる、今後もむしろ減ることはあっても増えることはないだろうというふうな見込まれる中での対応ということになるかと思えます。

それから、今回の夕張市の事件等ございまして、市の財政状況の中でやっぱり起債残高というのがこれから非常に重要な事項だと、これは前回の議会でも答弁させていただきましたけれども、そういうこともございまして、確かに合併特例債を借りればいい、あれがあるじゃないかという議論ではないというのは十分承知をしております。

ただ、しかし本市の発展にとりまして必要な事業ということで、皆さんのコンセンサスが得られるならば、これはやらなければならないと思います。それは、財政のやりくりの中で対応すべき問題でございます。ただ、やりくりができるかどうか、これは先ほど申し上げましたように、財政状況の見通しというものを当然お示しをして判断をいただきたいというふうに考えております。

○議長（田中達美君） 以上で、17番 山木議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

13時まで休憩いたします。 (休憩 12時08分)

休憩を解いて会議を続けます。 (再開 13時00分)

日程第5 諮問第7号

○議長（田中達美君） 日程第5「諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

て」を議題といたします。

曾根市長から提出の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 諮問第7号でございます。「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇号に在住の近藤忠臣さんの任期が今年12月に満了します。引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りをいたします。

本件は、近藤忠臣さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、近藤忠臣さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第6 議案第76号

○議長（田中達美君） 日程第6「議案第76号 江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第76号「江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議員の旅費の支給について、特別職の旅費規定に条文の整合を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 5ページをお願いいたします。

江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例です。

改正理由は引用条文に誤りがあったので、これを訂正するものです。

内容を朗読いたします。

江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「江田島市職員等の旅費に関する条例の別表」を「江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の別表第2」に改めるものです。

附則といたしまして、第1項 施行期日でございます。この条例は公布の日から施行

する。

第2項 経過措置でございます。この条例の施行前にこの条例による改正前の江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給されたものは、この条例による改正後の江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定によって支給されたものとみなすとするものです。

なお、6ページに参考資料として新旧対照表を付けております。アンダーラインの部分が訂正箇所でございます。ご一読ください。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、議案第76号「江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、議案第76号「江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号

○議長（田中達美君） 日程第7「議案第77号 江田島市乳幼児等医療費支給条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第77号「江田島市乳幼児等医療費支給条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

健康保険法等の一部を改正する法律及び障害者自立支援法附則第26条の規定による児童福祉法の一部改正が、平成18年10月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） それでは、江田島市乳幼児等医療費支給条例等の一部を改正する条例を説明させていただきます。

11ページの新旧対照表をお開きください。

この、ひとり親家庭等医療費支給条例改正案ほか3つの条例の改正がありますが、まずこの条例から説明をさせていただきます。

現行欄の第4条第3項の下線部分です。健康保険法86条に規定する特定承認保険医療機関が改正欄で削除されていますが、この特定承認保険医療機関とは、高度先進医療を行う医療機関のことで、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。このたびの健康保険法の改正で、厚生労働大臣に承認制から届け出制に改正されましたので、承認医療機関を条文から削除するものです。

次に、第5条第1項第2号の改正です。これは70歳以上の高齢者が長期にわたり療養する療養病床に入院した場合、これまで食事療養費の標準負担額、一般の方は260円から低所得者の方は100円までですが、自己負担をしておりました。つまり食事の材料費のみを負担しておりましたが、10月1日から生活療養費として調理費・光熱水費などの住居費が自己負担として必要になります。所得により違いますが、1食あたり460円から130円が必要です。それに1日あたり320円の負担増となります。この生活療養費が追加されることにより、改正欄のように変更されます。

10ページに戻ってください。

第6条第1項第2号の改正案では、標準負担額が食事療養標準負担額の給付のみとなっており、生活療養費の規定がありません。この条例は9歳までが対象となっており、12ページの老人医療費助成条例は、国の制度と同じ名前になっておりますが、県独自の制度で、70歳未満の方が対象です。したがって、生活療養費の自己負担がないため、これまでどおり食事療養標準負担額のみを改正となっております。

9ページに戻ってください。

附則です。施行期日は平成18年10月1日から施行するものです。

第2項は経過措置です。

この条例の施行の前に受けた医療費に係るこの条例による改正前の乳幼児等医療費支給条例等による医療費の助成は、従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 障害児施設医療を除くとありますが、これは障害児医療は10月から1割負担になるんですね。それを県は負担するんですか、しないんですか。

○議長（田中達美君） 吉田保健福祉部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） 申しわけありません。

説明が漏れておりまして、この1号から4号までに該当する人は支給しないという規定なんですけれども、それから除くということです。ですから、この重度心身医療費の支給条例の方で支給していくということです。

なぜかと言いますと、このたびから支援法が改正されまして1割負担になりますね。それで、これを除いておかないと、1割負担になりますので、この重身の方で言いますと、1日あたり100円という医療費で済みますので、この2項から除いているということです。ですから、支給対象となります。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

前田議員。

○3番（前田鎮夫君） これ私のお願いかもわかりませんが、こんだけの条例改正が非常に読み取りにくいです。これ資料が若干不足しているんじゃないかと思うんです。事務局としましてね。できれば、これは簡易な表で結構でございますので、こんだけの大事な条例改正のときには、一覧で見えるような工夫をつけていただきたいと、お願いでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号「江田島市乳幼児等医療費支給条例等の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第77号「江田島市乳幼児等医療費支給条例等の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号

○議長（田中達美君） 日程第8「議案第78号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第78号でございます。「江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について」、医療制度改革関連法が6月14日国会で成立をし、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年10月1日から施行されることに伴い

まして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

福祉保健部長をして説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） 説明に入る前にお詫びを申し上げます。

このたびの条例改正を待たずに、9月の広報に出産一時金の引き上げを掲載してしまいました。今後、このようなことがないように注意いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、16ページをお願いいたします。

国民健康保険条例の一部を改正するものです。

4条1項の出産費用の負担軽減による子育て支援策として、出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げるものです。

なお、10月以降分の1件あたり35万円として、その3分の2が普通交付税で措置されます。

附則です。施行期日は平成18年10月1日から施行するものです。

2項は経過措置です。

この条例の施行日前に出産した場合の出産一時金は、この条例による改正後の江田島市国民健康保険条例にかかわらず、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 広報に先取りして載せるし、予算にも入れとることに、議会軽視も甚だしい思うんですがね。今後このようなことのないようにひとつよろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、議案第78号「江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、議案第78号「江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につい

て」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号

○議長（田中達美君） 日程第9「議案第79号 江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第79号「江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案」でございます。消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布、施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものでございます。

消防長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） 小跡消防長。

○消防長（小跡孝廣君） 失礼いたします。

19ページをお願いいたします。

江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例案でございますが、第1条から4条までの4本の条例の改正がございます。

まず、第1条といたしまして、江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正、第2条といたしまして、江田島市消防団の設置等に関する条例の一部改正、第3条といたしまして、江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第4条といたしまして、江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正、以上4本でございます。

改正内容につきましては、先ほど、市長が説明申しましたとおり、消防組織法の一部改正がございました。この一部改正の内容でございますが、消防組織法全条文の枝番号の整理が行われたということで、いわゆる条ずれが生じたものでございます。これに伴いまして改正するものでございますので、20ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

右が現行で左が改正案でございます。アンダーラインの部分、それぞれの条文の中にアンダーラインが示してあります。このアンダーラインの部分を枝番号の整理ということで新たに改正案のとおりにするということでございます。

引き続きまして、19ページをお願いいたします。

附則でございますが、この本条例の施行日は公布の日としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、議案第79号「江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案について」を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、議案第79号「江田島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号

○議長(田中達美君) 日程第10「議案第80号 平成18年度江田島市一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 議案第80号「平成18年度江田島市一般会計補正予算(第3号)」でございます。

今回の補正額は5億円を追加補正するというものでございます。主なものは、特別会計への繰出金3億円余、6月から7月の集中豪雨により、被害を受けた復旧並びに維持管理に要する諸経費、約1億2,000万円、歳入財源の確保につきましては、普通交付税と起債に求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長以下、関係部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(田中達美君) 田口総務部長。

○総務部長(田口宣久君) 平成18年度江田島市一般会計補正予算(第3号)です。平成18年度江田島市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億784万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条、地方債の補正。地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

続いて、内容の主なものについて説明を申し上げます。

まず、歳入です。財源の主なものは地方交付税を2億3,560万円、約47.1%でございます。市債を1億7,080万円、繰入金を3,800万円、国庫支出金を1,200万円、県支出金を1,417万円をそれぞれ見込み計上をさせてもらっております。

次に、歳出の主なものを説明いたします。特別会計への繰出金3億323万9,000円で、内訳といたしましては、国民健康保険特別会計への繰出金が1,710万円で、内容につきましては、人事異動に伴う増加分でございます。

介護保険特別会計の繰出金が830万円、これも人事異動に伴う増加分でございます。

農業集落排水事業特別会計が5,400万円、過疎債対応による一般会計の負担分でございます。公共下水道事業特別会計繰出金が2億1,508万円余でございます。これは江田島中学校校舎建設事業に伴う事業の前倒し分や、事業見直し等の減で、あわせて過疎債の借り入れ分でございます。

地域開発事業特別会計繰出金は753万円で、小用地区再開発計画に基づくものでございます。

また、6月から7月の集中豪雨に伴う災害関連対策及び維持管理経費といたしまして、総額1億1,698万円余を計上しております。内訳は、普通建設事業費6,315万円余りで、内容は災害復旧事業で、国・県の対象外として採択されなかったものを計上しております。

災害復旧事業は2,767万円余で、国・県の補助事業として認定される予定のものを計上しております。

維持補修事業は2,610万円で、崩土撤去等応急処置されたものでございます。

基金費といたしまして3,600万円を計上しております。内訳は農業集落排水事業会計の県費対象分を当面の公債費に充てる目的で減債基金に積み立てるものでございます。

予備費として2,880万円計上しております。内訳は今後の災害等緊急支出に対応するものでございます。

なお、人件費の補正でございますが、このたびの補正につきましては、4月の人事異動及び組織改編、これは福祉保健部の包括支援センターと総務部の危機管理課の新設に伴うものでございます。これらにかかるものを主に補正させてもらっております。

中途退職者・早期退職にかかるもの及び育児休業・病気休業者につきましては、今後の動向もあり、3月議会で補正させていただきたいと思っておりますのでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。

追加といたしまして、事項 県道維持管理補修（路面環境保全）の業務委託でございます。期間は平成18年度から平成19年度まででございます。限度額は1,000万円でございます。内容でございますが、事務移譲に伴う委託分でございます。

8ページ及び10ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

内容は地方債の枠が確定したことにより、一般債から過疎債への変更が主な理由でございます。

追加分といたしまして、災害復旧事業債・過疎対策事業債を充当するもので、起債の目的等につきましては表のとおりでございます。

また、変更分として一般公共事業債・一般単独事業債・過疎対策事業債・辺地対策事業債・臨時財政対策債・減税補填債の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 45ページの土地売払収入であります。増額補正ということで、清能団地が1区画売れたということですが、後の予算計上されている額、予算どおり売り払い状況等はどうなっているのか。全部売ればいいんですが、売れるのかどうか状況をまず第1点お伺いいたします。

その土地売払収入の増額1,400万円になったのは、51ページの土地購入費になっておりますけれども、これも何か、基金がある言われたんですけれども、基金へ返すようなことを言われたんですけれども、そこらの具体的な説明を、普通一般財源として使うんですかね、そこらの具体的などころをお伺いいたします。

それから、繰越金であります。これは今までまだ使っていないんですけれども、繰越金はどれぐらいになっているのかお伺いしたいと思います。

以上、まずそれから。

○議長（田中達美君） 徳永財政課長。

○財政課長（徳海信幸君） 45ページの土地売払収入1,400万円増ですけれども、当初1区画を予算化しておりまして、このたび2区画売れました。1区画を補正するというものでございます。売れたのは3番と39番という番号で地図は示しています。3番の分は1,379万9,000円、39番が1,529万9,000円、この二つと売れたために補正をしなくてはならなくなったというのがございます。

土地開発基金が関与していますので、一般で財産収入で受入れして、その額を一般会計で支出してから土地開発基金の方を振り込むという格好になります。

以上です。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 繰越金につきましては、おおよそ2億6,000万円ぐらいのものを見込んでおりますけれども、まだ決算の認定ができておりませんので、正確な数字につきましては、ここで発表するのは控えさせていただきます。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 先ほどの質問ですが、1点はわかったんですが、土地売払

収入というのか、予算どおりに売れとるんかどうか、そこらの状況をね。

○議長（田中達美君） 徳永財政課長。

○財政課長（徳永信幸君） 予算は1区画予定していたんですけれども、2区画売れたということなんです。全体ですか。一応今この予算では、土地開発基金のことに関しての予算なんですよ。1つの予定していたものが、2つ売るための2区画のための補正をしたという意味でございます。

今の全体の額いうんですか、売れたか売れなかったかという質問ですか、全体の売り上げ状況はどうかということですか。全体は、清能団地が2区画と久保田団地が1区画になります。

以上です。申しわけございません。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 大体わかりましたが、もう1点お伺いいたします。

49ページの臨時財政対策債でありますかね、これも三位一体の改革で、交付税補助金が減った分の交付税減る分の補填するような借り入れなんですけど、これ確定だということなんですけど、年々、段々減っておるんですよ。これはまだまだ減ってくる状況でしょうかね。お伺いします。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 今年度は一応これで確定ということでございますけれども、今の三位一体改革の見直しの中では、交付税総額の抑制に合わせまして、臨時財政対策債については、基本的には廃止をするという方向で今現在見直しをされておるといふうに聞いております。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 68ページの社会教育費のところ、社会教育総務費というところで、これが給料が計上されているんですが、これはなぜこういうことになっているのかお聞きします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宣久君） これにつきましては、本年4月からのいわゆる組織の改正等によりまして、出張所・連絡所というのが廃止をしたわけでございます。その一部につきまして、公民館に今まで臨時職員を配置しておったものを社会教育の重要性ということで、正規職員が張りつくことになりましたことに伴うものでございまして、全体としては、職員の中でのやりくりでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

上田議員。

○25番（上田 正君） ちょっと聞いてみるんですが、今の、公共下水の毎年繰り出しがちょっと出ておるわけですけども、今回のこれは前倒しということなんですけれども、例えば、鷺部・江南までどのぐらい年数がかかるか、そこらよんでいるのかどうか、それがまず1点。

それと、今回の今の67ページの中で、繰出金の中で、2番目の177万4,000

円、この繰り出しはどこへいったんかというのが、わかれば教えてください。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 1点目の江南・鷺部地域の下水道整備の見込みでございまして、江田島町江南地域・鷺部地域、ここらについてはまだ現在整備が進んでないところがございます。鷺部地域に向けては、江田島中央処理区として事業認可をとって、近いうちに鋭意整備を進めていきたいと考えております。

江南、大柿町の飛渡瀬区域も含めてでございますけれども、このあたりにつきましては、旧江田島町の下水道整備計画、大柿町下水道整備計画でそれぞれの処理区で全体計画を持っておるものでございます。

現在、合併して江田島市としての公共下水道の整備計画、これについて前回も質問がございましたけれども、一帯の整備のあり方について、今、検討しているところでございます。

いわゆるそれぞれ別の処理区で整備してやっていくのか、一帯の処理区として、一つの処理区としてすべきなのか、もしくは中央処理区、もしくは大柿処理区どちらかへ併合するのか、これらも含めてすぐにはできませんけれども、今の中長期的な見通しの中で整備計画を立てて、住民に説明できるように努めてまいりたいと思っております。

2点目の公共下水道企業会計繰出金177万4,000円でございますけれども、これはまた別途、能美地区の企業会計予算書ここへ提案しておりますけれども、この中で一般会計からの繰入金という形で計上しておるものでございます。

以上です。

○議長（田中達美君） 上田議員。

○25番（上田 正君） 今の検討するということで、全体の収支を見てやるだろうと思っておりますけれども、これは早目に情報提供を住民に出せるようお願いをしたいと思います。

それと、177万4,000円、これ今見たら能美町の予算の中には137万4,000円になっている、これは金額はこれでええんかい。どうも合わんのじゃないかというは、今それを聞いたんじゃが。

○議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 公共下水道事業（能美地区）会計の補正予算書の記載の中で、収益的収入の中の一般会計補助金137万4,000円、それと、もう一つは、次の資本的収入の中の一般会計出資金の減額440万円、負担金にかかる一般会計負担金の補正額440万円、この合計が177万4,000円になるものでございます。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 59ページの農道整備事業費の中でも、工事請負費と土地購入費を振りかえて、八王寺の仕事だと聞いておりますけれども、この工事を早くやるということなんです、予算の時点でも土地を買うようにしとったわけで、理由もいろいろ言われているようですが、こんなんは何かおかしいよね。予算どおりにやらないけんわいね。

○議長（田中達美君） 出口産業部長。

○産業部長（出口節雄君） 当初の予定どおりするのが上等でございます。このたび、農免道路の八王寺の二期地区を大体最終の区間を今工事しております。この区間の市道との接点がちょっと狭いために、離合に不便をきたすんじゃないかということで、一部工事を30メートルほど延ばしますと、ある程度、広い市道にあたるわけございまして、そうして広い道路を使えば、使う人も便利があろうということで、このたび予算の組み替えということで、財産の購入費の方をとりあえずこちらの工事の方に充てまして、住民の利便性を図っていきたいということで、組み替え的な予算になりますが、提案させていただいたところでございます。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） そういうことは当初予算にはわかってたんじゃないですか。

○議長（田中達美君） 出口産業部長。

○産業部長（出口節雄君） この八王寺二期の路線の起点と終点の決定につきまして、旧大柿町が平成8年度に既に議会決定しておるところございまして、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、議案第80号「平成18年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、議案第80号「平成18年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号

○議長（田中達美君） 日程第11「議案第81号 平成18年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第81号「平成18年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ1億9,960万円を追加補正をお願いしたいのであります。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） 議案第81号「平成18年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

まず、歳入歳出予算の補正です。第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,860万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額についてご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

4款 県支出金は582万6,000円を増額補正するもので、健康保険増進事業などに対する財政調整交付金の増によるものでございます。

第6款 共同事業交付金は1億7,859万4,000円を増額補正で、歳出で詳しくご説明いたしますが、新規事業の保険財政協働安定化事業交付金が見込まれるものでございます。

第7款の財産収入は508万4,000円を増額補正で、基金利子の増によるものです。

次に、8款 繰入金は1,710万円を増額補正で、人件費に充てるため増になるものでございます。

9款 繰越金723万3,000万円の減額補正です。

10款 諸収入は22万9,000円を増額補正で、社会保険料徴収金です。

以上、歳入補正の予算額の合計額は1億9,960万円の追加となり、歳入合計額を40億5,860万円とするものでございます。

次に15ページの歳出でございます。

まず、1款 総務費は1,939万5,000円を追加補正するものでございます。これは人件費に関する補正と徴収率向上特別対策事業が採択され、県負担金の対象となったため、2名の国保税徴収職員の人件費を追加するものでございます。

2款 保険給付費は財源更正で保険財政協働安定化事業交付金を特定財源に充てるものです。

第5款 共同事業拠出金は、1億6,506万6,000円を増額補正で、これは新規事業の保険財政共同安定化事業拠出金で、県内市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、レセプトを1件30万円を超える医療費について、自己負担分8万円以上、8万円未満の医療費の59%を交付されるものです。これは医療費の多い市町を助けるための県単位で費用負担を調整するものです。

次に、第6款 保健事業費は99万2,000円を増額補正で、がん検診対策事業費で、若年層の受診率の向上や、要精密検査者に対する受診指導の徹底を図ることで、

早期がんの発見率を上げるための指導員賃金、講師謝金等の経費を追加したものです。

第7款 基金積立金として508万4,000円の追加補正で、利子を積み立てるものです。

第9款 諸支出金の906万3,000円の追加補正は、17年度の国庫補助金返還金を計上したものです。

以上、歳出補正予算額の合計額は1億9,960万円の追加となり、歳出合計額40億5,860万円とするものでございます。

以上で、議案第81号「平成18年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わらせていただきます。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑にはいります。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 87ページの、先ほど説明されましたが、保険財政共同安定化事業交付金が入りまして、93ページの保険財政共同安定化事業拠出金、これ差し引くと1,000万円ぐらい残るんですが、これが江田島市への国保の費用は多いのを助けるための金額じゃ思っていないんですか。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） そのとおりでございます。ですから、医療費の高い30万円を超えるレセプトが多いときには多く拠出されますし、少ないときには少額となってまいります。ですから、拠出金の方が多い場合もございます。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、議案第81号「平成18年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、議案第81号「平成18年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

午後2時まで休憩いたします。

（休憩 13時50分）

〔議長退席により副議長着席〕

（再開 14時00分）

○副議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

日程第 1 2 議案第 8 2 号

○副議長（上田 正君） 日程第 1 2 「議案第 8 2 号 平成 1 8 年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第 8 2 号「平成 1 8 年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

1, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円を追加補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（上田 正君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） 議案第 8 2 号「平成 1 8 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

1 7 ページをお開きください。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条第 1 項ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 6 0 5 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額について、ご説明申し上げます。

1 8 ページをお開きください。

第 7 款 1 項の一般会計繰入金を 8 3 0 万円繰り入れております。

次に、8 款 1 項の繰越金として 1, 1 6 5 万 6, 0 0 0 円を追加しておりますが、これは平成 1 7 年度会計の決算見込みによる繰越金を計上し、返還金・介護給付費交付金の財源としているものでございます。

以上、歳入歳出予算額の合計額は、1, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円の追加となり、歳入合計額を 3 0 億 6 0 5 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、1 9 ページの歳出です。まず、1 款 1 項の総務管理費の 1, 0 7 0 万円の減額補正は、人件費の補正に伴うものでございます。

次に、2 款 保険給付費は返還に伴う財源更正です。当初は介護 1 の介護サービスから要支援の予防サービスに財源に移るものとして 2 項の介護予防サービス等諸費を多く計上していましたが、更新のたびに徐々に介護 1 から要支援に移行するため、介護サービス等諸費に組み替えるものです。

次に、5 款 1 項の地域支援事業管理費の 1, 9 0 0 万円の増額補正は、人件費の補正を計上しております。

7 款 2 項の償還金及び還付加算金として 1, 1 6 5 万 6, 0 0 0 円追加しておりますが、これは平成 1 7 年度の介護給付費交付金の精算に伴う返還金で、過剰交付となったものに対して前年度繰越金の一部を財源として計上したものでございます。

以上、歳出予算総額の合計額は1,995万6,000円の追加となり、歳出合計額を30億605万6,000円とするものでございます。

以上で、「議案第82号 平成18年度介護保険特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 先ほど言われましたが、介護予防から介護サービスに変わるということですが、これは国と県からも当初予算に話はしておられなかったんですかね、きちっと。おかしいね、これ。

○副議長（上田 正君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） 当初、予算時期については、一度に切りかわるものと解釈しておりまして、予算を組んでおりました。これが更新のたびに認定して変わっていくことになりましたので、介護費が足らなくなりましたので、このたび組み替えをさせていただいたものです。よろしくお願いいたします。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、「議案第82号 平成18年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第82号 平成18年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第83号

○副議長（上田 正君） 日程第13「議案第83号 平成18年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第83号「平成18年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

192,804千円を追加補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

ます。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、議案第83号「平成18年度江田島市公共下水道特別事業会計補正予算（第1号）」をご説明いたします。

21ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,280万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,380万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の補正、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

22ページをお開きください。

歳入歳出予算でございます。まず、歳入でございます。3款1項 国庫補助金としまして6,500万円を増額しております。これは平成18年度、国の国庫補助事業の内示額が江田島市当初予算を上回りまして、差額の内示がありました。それと後ほど説明しますが、歳出の方で、江田島町小用への江田島中学校移転に伴い、工事費を増額することとしました。それに充てるものとしております。

繰入金としまして、一般会計からの繰入金2億1,580万4,000円、市債、減額8,800万円の減額、これは過疎債への一般会計からの繰り入れに伴う市債の減額でございます。歳入合計としまして、1億9,280万4,000円を増額補正としまして、合計12億2,380万4,000円でございます。

歳出でございます。23ページでございます。

総務費を1,070万4,000円増額補正いたしました。これは人員配置に伴う人件費の増額と消費税でございます。

2款1項 下水道事業費としまして1億8,210万円の増額でございます。これは江田島中学校の小用地区への移転に伴う下水道整備を先行的に整備する必要に伴い増額したものと国の内示額に合わせて事業費を増額するものでございます。

補正額が1億9,280万4,000円、歳出合計としまして12億2,380万4,000円でございます。

24ページをお開きください。

第2表 地方債の補正でございます。下水道事業債としまして、公共下水道江田島地区、特定環境保全公共下水道事業、江田島地区と大柿地区合計ご覧のとおり補正前・補正後としておりまして、減額としまして市債の減額8,800万円でございます。

以上が「議案第83号 平成18年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の説明でございます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今回の補正の江田島地区公共下水道整備事業費2億円超え

るものについておるわけですが、これは先行して小用へできる中学校、これとターミナルへの先行いうことで事業をやるということでありますが、下水道については下水道計画というのがありますよね、増えたんなら増えたなりに江南方面にも増額をしてやるべきだろうと思うんですよね。どうでしょう。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 江南地区につきましては、先ほどもご質問がありましたけれど、江南・飛渡瀬地域の下水道整備計画、ここらを早急に詰めているところがございます。一応、江田島中央処理区を延長して整備していくのか、単独で整備していくのか、大柿処理区へ接続するのか、そこらの選択肢ございますので、そこらをまた鋭意検討しているところがございますので、また、計画が公表できる段階になりましたらご説明したいと思っています。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第83号 平成18年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第83号 平成18年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第84号

○副議長（上田 正君） 日程第14「議案第84号 平成18年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第84号「平成18年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。3, 170万円を歳入歳出それぞれ補正をしたいので提案をいたしております。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第84号 平成18年度江田島市

農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

27ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,660万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

28ページをお開きください。

歳入歳出の補正でございます。まず、歳入、3款1項 県補助金、減額3,500万円を減額し、県交付金3,600万円を増額するものでございます。

これは、農業集落排水事業につきまして、県の補助制度から県の交付金という形に制度改正が18年度から変わりました。そのために、県の補助金、当初予算上、県の補助金で受け取ったものを県の交付金に変更するものでございます。それぞれ100万円増えていますのは、制度成立後精査により事務費が一部増えたことによって100万円増額となっているものでございます。

4款1項 一般会計繰入金5,400万円、7款1項 市債で2,330万円の減額、合計歳入合計としまして3,170万円の増額補正でございまして、補正後6億7,660万円となります。

29ページ、歳出の内訳でございます。1款1項 総務管理費としまして2,940万円の補正でございます。この内容としましては、人事異動に伴う人件費の補正、それと、一般会計への繰出金に充てる財源を今回、歳出補正で組んでおります。

これは先ほど言いました、県の交付金につきまして、いったんまた特別会計へ振り出して戻してということです。減債基金へ積み立てる手続を踏むものでございますけれども、今回は今の繰出金までを計上しているものでございます。

2款 事業費としまして230万円の増額、この内容としましては、三高処理区の18年度事業について精査しまして、一部増額で水道移設補償工事の減額等がございまして、一部増額になっております。合計、補正額としまして3,170万円、補正後の歳出合計としまして6億7,660万円でございます。

30ページをお開きください。

地方債の補正でございます。下水道事業債、農業集落排水事業沖美地区としまして、補正後の限度額1億8,020万円とし、減額が2,330万円でございます。

以上、「議案第84号 平成18年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第84号 平成18年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第84号 平成18年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第85号

○副議長(上田 正君) 日程第15「議案第85号 平成18年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第1号)」についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 議案第85号「平成18年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第1号)」でございます。

1,480万円を追加するようになりたいので、ご提案をいたしております。内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長(上田 正君) 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長(黒瀬洋二君) それでは、「議案第85号 平成18年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第1号)」をご説明いたします。

33ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,560万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

34ページをお開きください。

歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。2款1項 一般会計繰入金としまして753万円を繰り入れるものでございます。

4款諸収入1項受託事業収入としまして97万円、これは歳出の方で説明しますが、これも、ヨコナデ地区の埋立竣工認可に伴う業務委託でございますけれども、これが国道との合併事業になっておりまして、この県道との合わせ分が97万円、県費から県からの収入に当たります。

5款市債1項市債としまして、630万円を増額いたします。補正額としまして1,480万円を増額補正しまして、補正後の歳入6億8,560万円でございます。

次、歳出でございます。

1款地域開発事業費、1項地域開発事業費としまして1,480万円を補正いたします。これは地域開発事業特別会計で行っております小用地区とヨコナデ地区の埋立地につきまして、概成しておりますけれども、これがこのたび江田島造船の移転補償交渉の移転地として予定しております。これにつきまして、現在、県の方が移転補償交渉が詰めの段階にきておまして、それが妥結いたしますと、ヨコナデ地区に江田島造船が移転することになります。そのために、土地の分譲を行う必要がございます。そのためには、今の現在のヨコナデ地区について、埋立の竣工認可をとる必要がございます。今、現在、ヨコナデ地区につきましては、江田島造船の移転補償交渉がまだ具体化していない時点で、一部工事を残したまま未竣工のまま残っております。今回、江田島造船の移転がかなり具体化してきました。それに伴いまして、年度内にこの手続を完了するために、埋立竣工認可をとるものでございます。そのためには、護岸を一部、未施工のまま施工しておりましたけれども、これを追加工事として発注しまして、完成後に竣工認可を受けます。そのための埋立竣工認可を受けるための手続、業務委託を実施する必要がございます。二つを合わせて増額補正するものでございまして、合計が1,480万円でございます。補正後の歳出合計としまして6億8,560万円でございます。

次に、36ページでございます。

地方債の補正、地域開発事業債として、臨海土地造成小用地区開発事業としまして、補正後の限度額を6億5,670万円を限度額として630万円増額するものでございます。

以上で「議案第85号 平成18年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第85号 平成18年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第85号 平成18年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第86号

○副議長（上田 正君） 日程第16「議案第86号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。

提出者からの提案の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第86号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第86号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」のご説明いたします。

まず、説明の前にお断りさせていただきますけれども、予算書の2ページ、第5条でございますけれども、ここは予算第8条に定めた経費、これは第7条の間違いでございます。訂正してください。お詫び申し上げます。

それでは、補正予算を説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

第2条平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入としまして、第1款 下水道事業収益を71万6,000円増額いたしまして、合計2億5,993万9,000円といたします。その内容としましては、営業外収益71万6,000円、これは一般会計からの繰入金、消費税に当たるものでございます。

支出としまして、第1款 下水道事業費用135万5,000円を増額補正しまして、補正後2億5,796万1,000円といたします。

この内容としましては、第1項 営業費用135万5,000円の増額でございます。これは家庭への接続工事にかかる補助金が増額となったものでございます。

第3条につきまして、ここへ4行ほどございます。この内容としましては、この収入・支出の記載しております資本的収入・支出の差額がございます3億91万1,000円と、3億8,173万5,000円の差額、収入の不足額8,082万5,000円を補填する財源の内訳の説明でございます。

第3条、第4条本文括弧書中「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,258万7,000円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額873万9,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金259万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1,237万3,000円」に、「当年度分損益勘定留意資金6,458万4,000円」を「当年度分損益勘定留保資金5,971万3,000円」に改

め、資本的支出を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入としまして、資本的収入、補正予定額としまして減額 2, 640 万円を減額いたしまして、減額後 3 億 9 1 万円でございます。内容としましては、企業債・出資金・国庫補助金・負担金が記載のと通りの補正でございます。

資本的支出としまして、2, 534 万 3, 000 円の減額、補正後 3 億 8, 173 万 5, 000 円でございます。その内容としましては、建設改良費の減額 2, 534 万 3, 000 円の減額でございます。これは鹿川処理区の管渠工事費が実施設計精査した時点で減額となって工事費が減額となったものでございます。

2 ページでございます。

第 4 条、予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。補正前限度額 9, 000 万円を補正後限度額 7, 820 万円に改めます。

第 5 条、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 30 万円増額しまして、補正後 3, 374 万 3, 000 円といたします。

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費、これは一般会計からの繰入金でございますけれども、これを次のように改める。一般会計補助金としまして、補正予定額 1 億 3 7 万 4, 000 円を補正をしまして、補正後 1 億 6, 313 万 2, 000 円でございます。

以上が「議案第 86 号 平成 18 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第 2 号）」の説明でございます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○副議長（上田 正君） 17 番。

○17 番（山木信勝君） 今の資本的収入及び支出のところでは 4 条関係ですがね、今の 3 条ですか、4 条の関係なんです、鹿川の実施設計に伴うものでいいんですが、この事項別では工事請負費 1, 920 万円と補償費 761 万円になっておるんですが。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 業務委託で実施設計を 17 年度に行いまして、その設計して発注額が設計したら金額が減額となったというものでございます。

○副議長（上田 正君） 17 番。

○17 番（山木信勝君） かなりの金額じゃね。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 環境整備の一部負担を推進工法で予定しておりましたけれども、精査して実施設計して工事検討したところ、開削工法に変更になりました。そのために工事費が減額になったものでございます。

○副議長（上田 正君） 3 番、前田議員。

○3 番（前田鎮夫君） 細かいことですが、3 ページですか、普及促進費というのがあつたんです。これ普及促進費というのは、性格的にはどんなものか。

それと、一般会計の方の下水道事業の方にこういう項目があるのかどうかをちょっとお尋ねします。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 3 ページの方に収益的支出の項目に普及促進費と記載しております。この内容としまして、負担金・補助金・交付金92万4,000円は今回主な増額でございますけれども、これは先ほど説明しましたけれども、家庭への接続のための補助金、今回は一部低いところがございます、その地域につきまして個別にポンプを設置する必要があります。そのためにそれにつきましては、補助金の制度をつくりまして補助金として出費しております。このようなものを普及促進費として組んでおりますので、これはいわばほかの公共下水道事業についても適用可能なものとして対応しております。

○副議長（上田 正君） 3 番。

○3 番（前田鎮夫君） それでは、一般の家庭よりほかにそういうポンプをつけた場合に、それに対する補助金というふうに認識していいんですか。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 一応、要綱がありますので、それに該当する必要がございますけれども、やはり道路より低い家屋について、それを全部とれるように低く、深く埋設すると工事費が高くなります。そのためには、ある程度、工事費の負担といえますか、個別の負担という形でポンプを設置するのが、全体工事費が安くつきますので、それについては補助金を支出するような要綱にしております。それはまた、地域、個別にまた条件が変わってきますので、すべてのものに適用できるかどうか、またケース・バイ・ケースで判断していく必要があるかと思えます。

○副議長（上田 正君） 3 番。

○3 番（前田鎮夫君） 理解できましたが、それでは、一般会計の方の下水道事業につきましても同じような認識というふうに考えていいんですか。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） これにつきましては、能美町で制度をつくっていると思いますので、他の公共下水道でそういう制度をつくるか、ちょっと今、すぐにお答えできませんけれども、考え方としてはそういうことが適用できるんじゃないかと思っています。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

18 番 下河内議員。

○18 番（下河内泰君） ちょっと確認をさせてもらいたいんですが、18 年度の予算書の中で、消費税還付金、これが項目があるんですが、実は決算書の中では消費税還付金はないんですね。それでこれなぜなのかちょっと教えてもらえませんか。

○副議長（上田 正君） 土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） 一応、ここは今の見込みで上げておりますので、実際に決算状況となるとちょっとまたそのときになってみないとわからないんですけども、今一応、予算ベースで見込みで現時点で補正をさせていただいておりますので、ここはまた具体的に検討しておきます。

○副議長（上田 正君） 18 番。

○18番（下河内泰君） いや実は、17年度の予算書の中には消費税還付ってあるんですよね。それで、16年度の決算も17年度の決算も、実は消費税還付金がおらなかったらね、これなぜなのかいなとちょっと疑問です。また後で教えてください。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第86号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第86号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第87号～日程第20 議案第90号

○副議長（上田 正君） お諮りします。

日程第17「議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」から日程第20「議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの4件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」から「議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの4件を一括議題といたします。

提出者からこの4件の提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） ただいま上程になりました議案第87号から議案第90号まで、つまり公共下水道事業（能美地区）、交通船事業、国民宿舎事業、水道事業、この4件でございます。平成17年度江田島市企業会計の決算を見ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定によって、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものであります。

栗本代表監査委員、そして小西監査委員には、7月10日から9月1日までの長期

間、熱心なる審査を賜り、このご労苦を多とするものでございます。

膨大な審査意見書を見させていただきました。厳しい中にも温かみのある数多くのご示唆をちょうだいいたしました。何とぞ、議会におかれましては、ご理解あるご審議を賜り、的確なる認定をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、4件に対して監査委員の審査意見の説明を求めます。

監査委員 小西俊明さん。

○監査委員（小西俊明君） お疲れでしょうが、どうぞよろしくをお願いいたします。

平成17年度江田島市公営企業会計決算審査について、ご報告をいたします。

平成17年度能美地区公共下水道事業、水道事業、交通船事業及び国民宿舎事業、以上4本の江田島市公営企業会計の決算につきましては、去る7月10日から9月1日までの間、総勘定元帳、その他会計帳簿及び関係証書類との照合など、通常、実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。その結果、平成17年度江田島市公営企業会計は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、奇異の経理はありませんでした。

なお、内容につきましては、審査意見書をお手元に配布をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようによろしくをお願いいたします。

以上、簡単ですが、報告といたします。

ありがとうございました。

○副議長（上田 正君） 以上で、監査報告を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題といたしました「議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」から「議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの4件については、所管の産業建設常任委員会に付託して、閉会中の継続審査をすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本4件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

10分ほど休憩いたします。 （休憩 14時45分）

〔議長、議長席に復する〕（再開 15時00分）

○議長（田中達美君） 休憩を解いて会議を続けます。

日程第21 発議第4号

○議長（田中達美君） 日程第21「発議第4号 防衛庁の昇格に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

太刀掛隼則議員。

○19番（太刀掛隼則君） 「発議第4号 防衛庁の昇格に関する意見書（案）について」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112号及び江田島市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

江田島市議会議長 田中達美様。平成18年9月25日提出。提出者 江田島市議会議員 太刀掛隼則、賛成者 西中克弘、同じく沖 也寸志、同じく下河内 泰、同じく伊藤 一志、同じく林 久光、以上です。よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 我が国を取り巻く内外の情勢は依然として厳しいものがあり、予断を許さない状況にあるとありますが、この歴代の日本政府は、日本が侵略される心配は99%とないとずうっと答えていますが、その状況というのはどういう状況でしょうか。

○議長（田中達美君） 太刀掛隼則議員。

○19番（太刀掛隼則君） 今の質問、防衛庁の方で聞いていただきたいと思います。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論から始めてください。

石下議員。

○12番（石下洋子君） 防衛庁を防衛省に昇格する意見書について、反対の意見を述べさせていただきます。

日本は日本国憲法で日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達するための陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないとあります。これは先の第二次世界大戦の反省のもとに、国民が二度と戦争はしないという誓いのもとにつくられたものです。

防衛庁が省に昇格することは、軍事力の増強につながることで、このことは日本国憲法の精神に反するものです。

また、近隣の諸国にも不安を与えます。軍事力増強では、決して平和を守ることはできません。このことはアメリカを見れば明らかです。自民党政府は、憲法を変えて、自衛隊がアメリカと一緒に世界中どこへでも出かけて行ける戦争をする国にしようとしています。防衛庁を防衛省にする動きも、その一環です。

軍人に政治的発言を与えない、シビリアンコントロールという考えが、戦後ずうっ

と守られてきました。庁を省にすることで、シビリアンコントロールが崩れる恐れもあります。これらのことから、省に昇格することは日本の安全と平和にはつながらないものであると思います。よって、この意見書をあげることは反対いたします。

○議長（田中達美君） 次に、賛成討論はありますか。

西中議員。

○24番（西中克弘君） 昇格に対する賛成討論をさせていただきます。

平成16年には、有事法制も成立し、組織も刻々と省とするにふさわしい体制に変革している今日でございます。防衛庁を省に昇格し、国の中央官庁における位置付けを早いうちから整理していかなければならないと思います。省にすることにより、安全保障や危機管理の問題に国の防衛にさらに深く取り組まなくてはいけないと思います。よって、本意見書に賛成をいたします。

以上。

○議長（田中達美君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「発議第4号 防衛庁の昇格に関する意見書（案）の提出について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、「発議第4号 防衛庁の昇格に関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第5号

○議長（田中達美君） 日程第22「発議第5号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本一也議員。

○11番（山本一也君） 「発議第5号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について」

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条規程により提出いたします。江田島市議会議長 田中達美様。平成18年9月25日提出。提出者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 太刀掛隼則、同 西中克弘、同 沖也寸志、同 下河内 泰、同 伊藤 一志、同 林 久光、以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたしました。

これより、「発議第5号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)の提出について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

したがって、「発議第5号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決されました。

延 会

○議長(田中達美君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

(延会 午後15時11分)